

平成29年度

周南市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

周南市監査委員



周 監 査 第 5 1 号

平成30年9月12日

周南市長 木 村 健一郎 様

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 清 水 芳 将

平成29年度周南市健全化判断比率及び資金不足比率  
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。



## 平成29年度周南市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 1 審査の対象

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

平成30年8月21日から平成30年8月31日まで

### 3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼をおき、審査を実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

### 5 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は次表のとおりで、各比率は早期健全化基準を下回っていた。

(単位 %)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
27年度	—	—	8.1	91.3
28年度	—	—	7.9	78.3
29年度	—	—	7.9	90.7
早期健全化基準	11.57	16.57	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注)・実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がない場合は「—」で表示している。

・早期健全化基準は、周南市に適用された29年度の数値である。

## (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の一般会計等の実質収支は21億8,509万2千円の黒字となっており、実質赤字額は、なかった。

実質赤字比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位 千円・%)

会 計 名		29年度 実質収支額	28年度 実質収支額	対前年度	
				増減額	増減率
一般会計等	一般会計	2,185,092	1,582,606	602,486	38.1
	一般会計等に属する特別会計	—	—	—	—
	合計（一般会計等の実質収支額）	2,185,092	1,582,606	602,486	38.1
標準財政規模		36,219,429	36,191,950	27,479	0.1

(注)・該当数値がない場合は「—」で表示している。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもので、全会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の連結実質収支は166億3,910万3千円の黒字となっており、連結実質赤字額は、なかった。

連結実質赤字比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位 千円・%)

会 計 名		29年度 実質収支額	28年度 実質収支額	対前年度			
				増減額	増減率		
一 般 会 計 等		2,185,092	1,582,606	602,486	38.1		
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業会計 に係る特別会計 以外の特別会計	国民健康保険特別会計	1,053,442	845,076	208,366	24.7	
		国民健康保険鹿野診療所特別会計	0	0	0	—	
		後期高齢者医療特別会計	59,835	58,667	1,168	2.0	
		介護保険特別会計	529,916	458,560	71,356	15.6	
		駐車場事業特別会計	19,743	12,311	7,432	60.4	
	公 営 企 業 会 計	法適用企業	水道事業会計	2,674,858	2,656,330	18,528	0.7
			下水道事業会計	1,591,169	1,427,016	164,153	11.5
			病院事業会計	1,532,549	1,762,486	△229,937	△13.0
			介護老人保健施設事業会計	42,959	48,562	△5,603	△11.5
			モーターボート競走事業会計	6,949,540	7,649,274	△699,734	△9.1
		法非適用 企業	地方卸売市場事業特別会計	0	0	0	—
			国民宿舎特別会計	0	0	0	—
合 計 ( 連 結 実 質 収 支 額 )		16,639,103	16,514,965	124,138	0.8		
標 準 財 政 規 模		36,219,429	36,191,950	27,479	0.1		

(注)・公営企業会計の実質収支額の欄は、剰余額又は資金不足額(△)を計上している。  
・28年度実質収支額には簡易水道事業特別会計14,077千円を含む。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模等に対する比率の過去3か年の平均値である。

実質公債費比率は7.9%で、前年度と同じである。

(単位 %)

区 分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
27年度	7.83362	8.1
28年度	7.59775	7.9
29年度	8.29518	7.9

実質公債費比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + A)}{\text{標準財政規模} - A}$$

(注) A = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

(単位 千円・%)

区 分	29年度	28年度	対前年度		
			増減額	増減率	
元利償還金の 地方債の	①公債費（一般会計等に係るものに限る。）	7,830,250	7,624,649	205,601	2.7
	②繰上償還額及び借換債を財源として償還した額	0	0	0	—
	計（①－②）	7,830,250	7,624,649	205,601	2.7
準元利償還金の	公営企業債の償還に充てたと認められる一般会計等からの繰出金	2,407,795	2,403,494	4,301	0.2
	一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金	80,637	68,934	11,703	17.0
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	45,865	57,497	△11,632	△ 20.2
	一時借入金の利子	0	0	0	—
	計	2,534,297	2,529,925	4,372	0.2
特定財源	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	153,018	133,474	19,544	14.6
	公営住宅使用料	215,047	224,898	△9,851	△ 4.4
	都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	757,074	804,588	△47,514	△ 5.9
	その他	1,031	343	688	200.6
	計	1,126,170	1,163,303	△37,133	△ 3.2
標準財政規模	36,219,429	36,191,950	27,479	0.1	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額	6,797,800	6,754,704	43,096	0.6	

## (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模等に対する比率である。

将来負担比率は90.7%で、前年度に比べ12.4ポイント高くなっている。

(単位 %・ポイント)

区 分	将来負担比率	前年度増減
27年度	91.3	2.4
28年度	78.3	△13.0
29年度	90.7	12.4



将来負担比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能財源} + \text{B})}{\text{標準財政規模} - \text{A}}$$

(注) A = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

B = 地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額

(単位 千円・%)

区 分		29年度	28年度	対前年度			
				増減額	増減率		
将来負担額	一般会計等の地方債現在高	89,298,368	86,565,554	2,732,814	3.2		
	債務負担行為に基づく支出予定額	2,995,345	2,947,981	47,364	1.6		
	公営企業債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額	18,765,297	19,807,742	△1,042,445	△5.3		
	一部事務組合等が起こした地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担見込額	2,569,639	2,632,160	△62,521	△2.4		
	退職手当支給予定額	10,560,550	10,813,163	△252,613	△2.3		
	第三セクターの損失補償債務に係る一般会計等の負担見込額	134,950	106,687	28,263	26.5		
	合 計	124,324,149	122,873,287	1,450,862	1.2		
充当可能財源等	充当可能基金	充当可能基金	8,974,976	10,975,458	△2,000,482	△18.2	
		特定財源見込額	国庫支出金等	0	0	0	—
			地方債を財源とする貸付金の償還金	930,944	1,731,397	△800,453	△46.2
			公営住宅の賃貸料等	2,080,699	2,226,125	△145,426	△6.5
			都市計画税	8,034,364	7,925,766	108,598	1.4
			その他特定の収入	2,744,936	2,598,435	146,501	5.6
			小 計	13,790,943	14,481,723	△690,780	△4.8
	計	22,765,919	25,457,181	△2,691,262	△10.6		
		地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額	74,851,589	74,352,123	499,466	0.7	
	合 計	97,617,508	99,809,304	△2,191,796	△2.2		
標準財政規模		36,219,429	36,191,950	27,479	0.1		
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額		6,797,800	6,754,704	43,096	0.6		

## 6 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、公営企業会計の資金不足額の事業の規模に対する比率である。

当年度は、各会計とも資金不足額は生じていない。

(単位 %) )

公 営 企 業 会 計 名		資金不足比率		
		27年度	28年度	29年度
法適用 企業	水道事業会計	—	—	—
	下水道事業会計	—	—	—
	病院事業会計	—	—	—
	介護老人保健施設事業会計	—	—	—
	モーターボート競走事業会計	—	—	—
法非適用 企業	地方卸売市場事業特別会計	—	—	—
	国民宿舎特別会計	—	—	—

(注)・資金不足額がない場合は「—」で表示している。

・経営健全化基準は20.0%である。(モーターボート競走事業会計は0.0%)

資金不足比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(注)・法適用企業

資金不足額 = 流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の  
現在高 - 流動資産 - 解消可能資金不足額

※流動負債について、翌年度償還の企業債及び他会計からの借入金は算入対象から除外される。

事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

・法非適用企業

資金不足額 = 繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に  
充てるために起こした地方債の現在高 - 解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

会計別の資金不足額（又は剰余額）及び事業の規模の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

公営企業会計名	29年度		28年度		対前年度				
	資金不足額 又は剰余額	事業の規模	資金不足額 又は剰余額	事業の規模	資金不足額又は剰余額		事業の規模		
					増減額	増減率	増減額	増減率	
法 適 用 企 業	水道事業会計	2,674,858	2,765,254	2,656,330	2,620,601	18,528	0.7	144,653	5.5
	下水道事業会計	1,591,169	3,018,774	1,427,016	3,001,502	164,153	11.5	17,272	0.6
	病院事業会計	1,532,549	2,547,725	1,762,486	2,601,174	△229,937	△13.0	△53,449	△2.1
	介護老人保健施設 事業会計	42,959	316,486	48,562	303,048	△5,603	△11.5	13,438	4.4
	モーターボート 競走事業会計	6,949,540	45,778,541	7,649,274	40,008,079	△699,734	△9.1	5,770,462	14.4
法 非 適 用 企 業	地方卸売市場事業 特別会計	0	71,434	0	71,125	0	—	309	0.4
	国民宿舎特別会計	0	70,318	0	76,784	0	—	△6,466	△8.4

(注)・資金不足額又は剰余額欄は、資金不足額(△)又は剰余額を計上している。

・29年度に簡易水道事業特別会計は、水道事業会計へ統合されている。

## 7 むすび

平成29年度の本市の健全化判断比率、資金不足比率とも、国の示す基準からみて、健全な範囲で推移している。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は前年度に引き続き赤字額がなく、資金不足比率も同様に資金不足額が生じていない。

将来負担比率の上昇は、充当可能基金が前年度よりも減少したことや主に庁舎建設事業費等に係る地方債現在高の増加によるものである。

一方、実質公債費比率は前年度と同じで、将来負担比率とともに早期健全化基準を下回っている。

健全化指標の算出に影響のある標準財政規模の算出方法は、国の制度改革等に左右されるという要素があることから、他の財政指標（公債費負担比率等）にも十分注意を払いながら一層の計画的な財政運営を行い、引き続き各比率について適正な水準の維持に努められたい。